

## 車両運転時の車両登録証及び強制保険証携行義務廃止について

### ポイント

- デジタル化省は、2018年10月1日から、ポーランド国内に限り、車両登録証及び強制保険証原本の携行義務を廃止することを決定しました。
- 車検、車両売却、個人所有車両での国外旅行の際は、引き続き車両登録証の提示が必要となりますので、注意してください。

### 本文

- 1 6月30日、ザゴルスキ・デジタル化大臣は、ポーランド国内での自動車運転に限り、車両登録証及び強制保険証原本の携行義務を廃止することを定めた法案に署名しました。同法案は、2018年10月1日から発効する見込みです。
- 2 ポーランドでは、国内で登録された車両の車両や車両保険に関する情報はCEPiKという電子データベースに登録されており、警察や地域交通局には同データベースへのアクセス権限が付与されています。10月1日以降、取締り等の際は、同データベースがチェックされます。加えて、今後、同データベースには、環境保護基準や道路安全性基準を満たさない車両の摘発に関する情報も記録されます。
- 3 10月1日以降も、車検、車両売却、個人所有車両で国外旅行を行う場合は車両登録証の提示が必要となります。また、運転免許証及び身分証は、引き続き運転時に常時携行が必要で、不携行が確認された場合、1証明書あたり50ズロチの罰金が科せられます。

### ●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先: +48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

(了)